

公益財団法人日独文化研究所 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日独文化研究所（以下「本法人」という。）に対し幅広く支援及び支持を得ることを目的として置く賛助会の会員（以下「賛助会員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、公益財団法人日独文化研究所定款第3条に定める本法人の目的及び同第4条に定める本法人の諸事業に賛同する法人及び個人で、次に掲げるものとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、本法人に提出するものとする。なお、申込は随時に行うことができるものとする。

2 前項に規定する申込みがあった場合、理事長は入会の可否について決定するものとする。

3 入会が承認された場合、次条に規定する会費を本法人に納めるものとし、会費が払い込まれた日をもって入会日とする。

(会費)

第4条 会費は、入会にあたり、次の(1)又は(2)のいずれかにより本法人が指定する口座に払い込むものとする。なお、会費の口数は一口以上、任意とする。

- (1) 法人会員 一口年額1万円
- (2) 個人会員 一口年額3千円

2 入会の日属する年度より後の年度における年度毎の会費については、前項に準じるものとする。

3 会費の口数の増減を希望する賛助会員は、本法人に申し出ることにより、第1項の定める範囲でこれを増減することができるものとする。

4 年度毎の会費は、2期に分納することができるものとするほか、数年度分を一時に納入することができるものとする。

5 既納の会費は、事由の如何を問わず返戻しないものとする。

(会費の使途)

第5条 納付された会費は、50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする賛助会員は、本法人に退会届を提出するものとする。
なお、退会は随時にできるものとする。

(除名)

第7条 本法人は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合、賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ、または妨げようとしたとき。
- (2) 会費の納入を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をしたとき。
- (4) 犯罪その他の社会の疑惑を招く行為をしたとき。

(細則)

第8条 この規程の施行に際して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

第1条 この規程は、平成24年5月21日から施行する。

2 平成27年3月3日、一部改正。

3 平成27年12月22日、一部改正。